寒河江市　教師用タブレット　活用ガイドライン（令和４年３月時点）

寒河江市教育委員会

寒河江市立小中学校におけるGIGAスクール構想に係り、教師用のタブレットの活用について、適切な運用が図られるようガイドラインを示します。

**１　本ガイドラインの目的**

授業等の教育活動における効果的なICT機器の運用を進め、主体的・対話的で深い学びを推進し、全ての児童生徒が情報活用能力を含む義務教育段階で育むべき資質・能力を身に付けられるよう、GIGAスクール構想の推進に伴い、各校に教師用として整備したタブレット「iPad」に係るガイドラインを設ける。

**２　教師用タブレットの管理責務について**

　・各校において校長の指示のもと、職員室など適切に管理できる部屋で保管する。

　・教師用タブレットはリース端末であり、契約上学校内での使用のみ許可される。

（教師が家庭へ持ち帰っての使用や、校外学習での活用はできない。）

　・定期的に端末の数を確認し、紛失等がないようにする。

　・学習端末の故障、破損、紛失、盗難の際には、速やかに教育委員会へ連絡することとする。

（教師用タブレットについては、動産保障等の契約を結んでいない。）

**３　アカウントの管理について**

　・教師用のマイクロソフトアカウントを一人に１アカウント準備する。（後日通知する）

　・職員用アカウントの年度更新作業については別途通知する。

**４　セキュリティーについて**

　・「寒河江市の情報ポリシー」ならびに「小中学校における教育情報資産の取扱について」に従って運用する。

　・端末には基本的に制限をかけていないため、校長の管理責任のもと運用していくこととする。

**５　アプリのインストールについて**

　・授業や教育活動に必要なアプリがあり、インストールする必要がある場合には、管理職の許可を得た上で、教育委員会に依頼することとする。

　・個人のアップルIDなどを使い、無断でアプリをインストールすることがないようにする。

　・アプリのインストールについては教育委員会において管理して行う。

**６　その他**

　・授業等の教育活動において、有効に活用するために必要な事項については随時教育委員会と協議をして定めることとする。